平成 29 年 10 月 23 日

平成 28 年度決算特別委員会

一般会計及び特別会計歳入歳出決算
審査意見書概要説明資料

神奈川県監査委員

目　　次

第１　審査の対象 …… 1

第２　審査の内容 …… 2

第３　審査の結果 …… 2

１　決算計数の正確性について …… 2

２　予算管理及び決算整理の的確性について …… 2

３　決算の内容について …… 2

４　財政状況について …… 3

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第２項の規定に基づき、平成29年７月14日付けで提出があった平成28年度神奈川県一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに関係書類（財産に関する調書については同年８月28日付けで再提出）について審査した結果、同決算に対する意見を合議により次のとおり決定した。

平成29年９月15日

神奈川県監査委員　村上　英嗣
同　髙岡　香
同　太田　眞晴
同　森　正明
同　大村　博信

※　地方自治法（抄）

第233条　会計管理者は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類とあわせて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

２　普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

第１　審査の対象

平成28年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査の対象は次のとおりである。

一般会計

神奈川県一般会計

特別会計

神奈川県市町村自治振興事業会計
神奈川県公債管理特別会計
神奈川県公営競技収益配分金等管理会計
神奈川県地方消費税清算会計
神奈川県災害救助基金会計
神奈川県母子父子寡婦福祉資金会計
神奈川県水源環境保全・再生事業会計
神奈川県農業改良資金会計
神奈川県恩賜記念林業振興資金会計
神奈川県林業改善資金会計
神奈川県沿岸漁業改善資金会計
神奈川県介護保険財政安定化基金会計
地方独立行政法人神奈川県立病院機構資金会計
神奈川県中小企業資金会計
神奈川県流域下水道事業会計
神奈川県県営住宅管理事業会計

第2　審 査 の 内 容

審査は、知事から提出された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、次の点を主眼として行った。

① 決算の計数は正確であるか

② 予算管理及び決算整理は的確に行われているか

③ 決算の内容について意見書に記載すべきことはないか

④ 財政状況について意見書に記載すべきことはないか

審査に当たっては、提出された歳入歳出決算書等とそれぞれの関係諸帳簿等及び証書類とを照合し、関係職員に説明を求めるとともに、必要に応じて事業現場を調査し、更に、定期監査及び例月出納検査の結果を踏まえ慎重に行った。

第3　審 査 の 結 果

1　決算計数の正確性について

平成 28 年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書の計数並びに財産に関する調書の内容は、正確なものと認められた。

2　予算管理及び決算整理の的確性について

平成 28 年度の予算管理及び決算整理については、関係法令等に照らし、的確に行われたものと認められた。

3　決算の内容について

決算の内容に関しては、次の意見がある。

⑴　収入未済額の縮減について

・　平成 28 年度の一般会計及び特別会計の収入未済額の合計は 260 億 6,203 万余円で、前年度と比較すると 43 億 466 万余円減少しており、７年連続で改善している。

・　平成 28 年度に 10 億円以上（徴収猶予額を除く。）の収入未済が発生している「節」（税にあっては「目」）の状況は次のアからウまでのとおりである。

ア　一般会計歳入の個人県民税（「(項) 県民税」「(目) 個人」）

＜収入未済額 137 億 5,929 万余円＞

・　個人県民税の収入率は 96.7%であるが、現年度課税分に限れば 98.8%となっており、それぞれ前年度に比べて 0.6 ポイント、0.1 ポイント上昇し、個人県民税の収入率は過去最高となっている。

・　<u>今後とも市町村と連携して効果的な取組を推進し、一層の税収確保に努めていくことが望まれる。</u>

イ　県営住宅管理事業会計歳入の「(節) 家賃収入」

＜収入未済額 13 億 3,087 万余円＞

・　家賃収入率は、新規の調定に係る分に限れば 98.3%で前年度と同率であるが、全体としては 86.8%で前年度に比べて 0.4 ポイント下落し４年連続で悪化している。

・　家賃収入の滞納対策として、滞納初期における適時適切な対応など引き続き滞納の段階に応じた対策を徹底するとともに、生活保護の実施機関である県市が生活保護受給者に代わって家賃を納付する生活保護住宅扶助費代理納付の効果が見込まれる６市に対し、積極的にその実施を働きかけていくなど、収入未済額を縮減させ、家賃収入率を上昇させるよう努めていく必要がある。

ウ　母子父子寡婦福祉資金会計歳入の「(節）母子父子寡婦福祉資金貸付金返納」

＜収入未済額 12 億 1,569 万余円＞

・　母子父子寡婦福祉資金貸付金返納の収入率は 25.6%であるが、新規の調定に係る分に限れば 81.9%となっており、それぞれ前年度に比べて 0.5 ポイント、9.4 ポイント上昇し、共に２年連続で改善している。

・　引き続き収入未済額の縮減に向けて積極的に取り組む必要がある。

⑵　債権の適正な管理について

・　債権の看護師等修学資金貸付金については、平成 29 年定期監査の職員調査において、決算年度末の債権額が当該債権に係る個人別の債権額から確認できず、債権管理の事務処理に適正を欠く点が見受けられた。

・　これを受けて、保健福祉局において、理学療法士等修学資金貸付金及び厚生関係育英奨学資金貸付金を含め、債権額の精査を行った結果、財産に関する調書に記載されているとおり、前年度末現在額を修正するため、当年度の決算年度中増減額において所要の調整が行われている。

・　債権の退職手当返納についても、財産に関する調書に記載されているとおり、前年度末現在額を修正するため、当年度の決算年度中増減額において所要の調整が行われている。

・　以上のような修正が行われていることに鑑み、今後はこうしたことがないよう、関係局において債権の適正な管理を徹底することが必要である。

４　財政状況について

・　本県の財政状況は、様々な財源対策を講じたにもかかわらず、なお財源不足を解消することができず、実質的には当該年度中の県税収入等の歳入で歳出を賄いきれない綱渡りの財政運営となっている状況となっている。

・　今後の経済情勢によっては、当初予算に計上する県税収入の確保が困難になることも懸念され、また、今後も急速な高齢化などに伴う介護・医療・児童関係費などの義務的経費の増加に加え、老朽化した公共施設の維持修繕コストにも多額の費用が確実に見込まれることなどから、本県財政は依然として厳しい状況が見込まれる。

・　平成 28 年３月に策定した「中期財政見通し」によれば、一般会計では、平成 29 年４月から予定していた消費税の引上げによる増収を見込んでも、平成 32 年度までの５年間で 3,750 億円の財源不足が見込まれるとしており、消費税率変更の先送りにより、さらに財源不足が拡大することが懸念される。

・　以上のような状況等を踏まえ、県有財産の有効活用や国庫支出金の獲得など、様々な手法で歳入を確保するとともに、既存施策・事業の見直しによる歳出の抑制や民間活力の導入にこれまで以上に取り組む必要がある。

・　将来にわたり、本県財政を安定的に運営していくためには、国が適正に負担すべき地方交付税をはじめとする財源の確保に努めることはもとより、中長期的には、地方分権改革の理念に沿って、国から地方への権限移譲等を進め、国と地方の適正な役割分担に応じた地方税財源の充実強化を一層図ることが必要であり、これらの実現に向けて、引き続き、粘り強く国等に働きかけていくことが重要である。

上記のほか、財政状況については、個別に次の意見がある。

⑴　**県債発行の抑制**

・　県債残高については、県債管理目標として「平成 35 年度までに県債全体の残高の減少」を掲げていたが、８年前倒しして目標を達成したため、平成 28 年３月に「平成 35 年度までに県債全体の残高を２兆円台に減少」を目標として設定しており、県債残高の減少に向けて引き続き県債の発行抑制に努める必要がある。

・　地方交付税の代替措置とされている臨時財政対策債については、平成 29 年度地方財政対策において、新規の発行が平成 31 年度まで継続することが決定されているが、本来の姿である地方交付税に復元するよう引き続き強く働きかけていくことが重要である。

⑵　**県の債務状況の分かりやすい表示**

・　平成 29 年度決算に本格導入される地方公会計に基づく財務書類については、県債残高の状況が表示されることになる。

・　財務書類の公表に当たっては、平成 28 年度決算における試行の結果も踏まえ、県債残高の状況と合せて県債の償還に向けた状況についても県民に分かりやすく示すことが重要である。